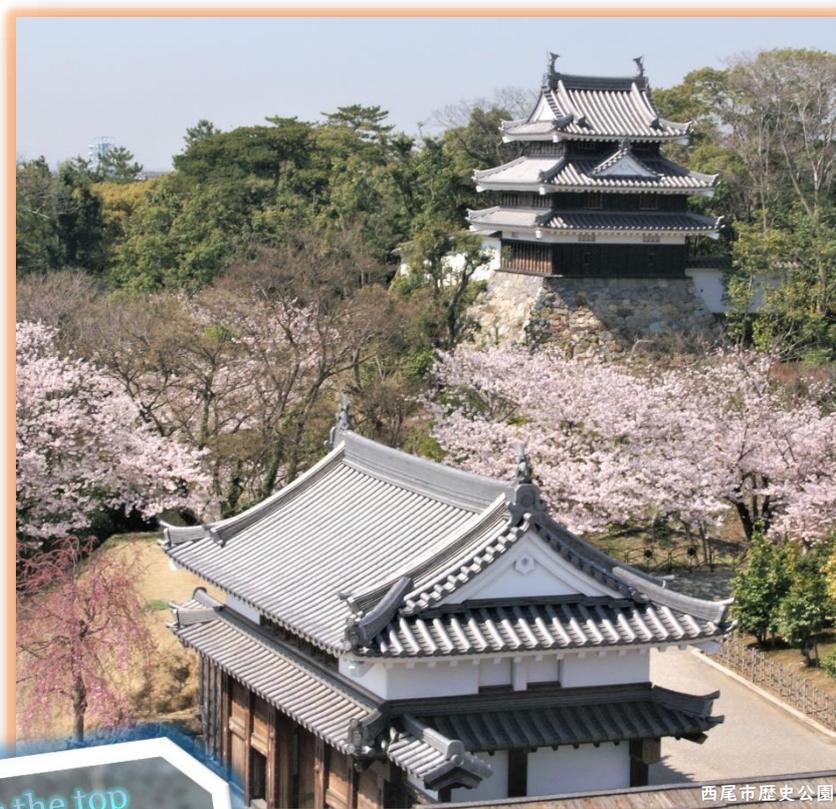




西尾市生涯学習センター(仮称) 設計者選定設計競技実施要領



令和5(2023)年1月

愛知県西尾市・西尾市教育委員会

誰もが輝くまちづくりのために

この要領に目を通していらっしゃる皆さん、本市の生涯学習センター（仮称）の設計者選定設計競技に関心をお持ちいただき、ありがとうございます。

西尾市は、海、山、川の豊かな自然に恵まれた、愛知県中央南部に位置する人口17万人の市で、市民の約6%にあたる約1万人の外国人が暮らす、多様性豊かなまちです。また、本市は、日本経済を支える自動車関連産業の集積地であると共に、全国有数の生産量を誇る、てん茶（抹茶の原料）やウナギ養殖をはじめ、洋ランやカーネーション、アサリなどの魅力あふれる地域資源に加え、体験型アート作品で有名な佐久島を有するまちでもあります。

私は、「人が輝き、まちが躍動する、共生・共創のまちづくり」をスローガンに掲げ、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、誰もが自分に居場所があると感じ、輝くことのできる社会の実現を目指すと共に、創意工夫しながら官民連携を積極的に展開し、質の高い市民サービスによって躍動感に満ちたまちとなるよう、全力で日々の市政運営に取り組んでいます。

そこでこの度、子育て・教育施策の中核を担う施設として、生涯学習センター（仮称）を建設することにしました。この施設では、共生社会実現の礎となるべく、多様な個人が「心の安らぎ」を感じられる「居場所」を創出するとともに、公園などの外部空間、さらには歴史や自然が感じられる周辺環境との親和性の高い、創造的かつ実現可能なデザイン提案を広く求めるべく、設計競技方式により設計案を選定いたします。また、東京大学の千葉先生をはじめ経験豊かな建築家に選定委員をお願いするとともに、応募資格の門戸を広げ、信頼性とチャレンジ精神を高める実施要領を整えました。

皆さんには、西尾市のこと、生涯学習センター（仮称）のこと、建設地のことなど、あらゆる情報をもとに総力を結集して3つの提案課題に対する新たな魅力や価値を生み出していきたいと思っております。

創意工夫あふれるデザイン提案を心からお待ちしています。

西尾市長 中村 健

すべての子ども・若者の未来を拓くために

西尾市教育委員会では、令和5年度より西尾市が掲げる子育て・教育の基本目標「ともに楽しみ、ともに学び、ともに夢みるまち」に鑑み、格差や分断のない社会を実現していくための複合施設として、生涯学習センター（仮称）を建設したいと考えています。それは、様々な背景を持つ年代の異なる多様な個人が、多彩な属性の他者と共に、学び合い、支え合い、励まし合いながら、一人ひとりが主体的・持続的に学ぶことができる多目的の生涯学習施設であります。

その中で、総合教育センター機能には、不登校の小・中学生が通室する「あゆみ学級」、ひきこもりや不登校、ニートをはじめ、子ども・若者の多様な悩みに対して伴走型支援を行う「コンパス」、外国にルーツを持つ子ども・若者に対する教育支援を行う「多文化ルーム KIBOU（きぼう）」を集約して配置します。また、子どもたちにとって、楽しく力のつく学校にするために、教師力を向上させる研修の拠点機能も備えたいと考えています。そして、地域交流センター機能には、あらゆる子どもたちが、ワクワクしながら様々な体験や交流ができる遊びの空間も創出します。

この施設コンセプトは、孤独・孤立の問題が深刻化している社会環境が打開される一歩となるように「共生社会実現のために全世代の市民が集う多様な学び・交流の場」としました。なお、実施要領の別冊資料編には利用者アンケートや市民ワークショップ会議録等があります。設計競技に応募される方は、市民らの声にも是非目を通していただき、施設コンセプトと融合させた機能性に富んだ素晴らしいデザイン案を提案していただきたいと思います。

西尾市教育委員会としては、生涯学習センター（仮称）を基点に、行政と教育現場と民間団体の連携により、多角的な支援活動を全力で推進し、すべての子ども・若者が、笑顔とともに未来を拓くことができるまちづくりに貢献していきたいと考えています。

西尾市教育長 稲垣 寿

もくじ

Index

誰もが輝くまちづくりのために

西尾市長 中村 健

すべての子ども・若者の未来を拓くために

西尾市教育長 稲垣 寿

実施要領・本編

1	設計者の選定方法	1
	(1) 名称	1
	(2) 選定方式	1
	(3) 選定方法（選定の流れ）	1
	(4) 応募資格	2
	(5) 選定委員会	4
	(6) 評価基準	4
	(7) 選定スケジュール（予定）	5
	(8) 選定結果	6
2	生涯学習センター（仮称）建設のため統廃合する施設の現状	7
	(1) 中央ふれあいセンター  動画配信①	7
	(2) にしお市民活動センター・アクティにしお  動画配信②	8
3	生涯学習センター（仮称）の整備にあたっての基本的な考え方（基本構想）	9
	(1) 生涯学習センター（仮称）を整備する理由	9
	(2) 生涯学習センター（仮称）の施設コンセプトと基本方針	9
	～共生社会実現のために全世代の市民が集う多様な学び・交流の場～	
	(3) 施設の建設地（敷地情報）  動画配信③	1 1
	◆ 歴史文化情報・◆ 自然環境情報	1 2
	◆ 建設地の航空写真【拡大版】・【縮小版】	1 3・1 4
	(4) 施設の基本的な機能・規模（想定面積表）・設計要件	1 5
	I 地域交流センター機能	1 6

Ⅱ 総合教育センター機能	17
Ⅲ 公園	19
Ⅳ 駐車場	19
(5) 工事費の上限（国庫補助対象事業の留意点）	20
(6) 施設の設計・建設スケジュール（予定）	21

4 設計競技の応募方法	22
(1) 応募登録	22
(2) 質問回答（記載事項の優先順位）	22
(3) 参加辞退	23
(4) 失格要件	24

5 建設地視察会の開催	25
(1) 開催日時（予定）	25
(2) 参加方法	25

6 提案図書等の作成・提出方法	26
(1) 提案図書等の課題・規格（作成ルール）一覧	26
(2) 提案図書等の提出方法・提出先（事務局）	28
(3) 提案図書等に関する留意事項	29
(4) 最優秀案に選定された提案図書等の取扱い	30

7 最優秀案に選定された応募登録者（優先交渉権者）に委託する予定の業務	31
(1) 委託業務名称	31
(2) 業務の概要	31
(3) 業務委託費（予定）	32
(4) 業務期間（予定）	33
(5) 予定されている委託業務に関する留意事項	33

別冊 資料編

資料編のデータはすべてインターネットから申請・閲覧できます

資料番号	資料名	二次元コード	利用期間
A 提出書類様式集	01 登録申込書兼業務実績書【様式1】 《西尾市 電子申請システム》 ★利用期間の開始時刻は午前零時、終了時刻は午後11時59分。以下すべて同じ		R5.3.1 ～ R5.3.13
	02 質問書【様式2】 《西尾市 電子申請システム》 ※応募登録前の質問に使用する様式		R5.2.1 ～ R5.2.28
	02 質問書【様式2】 《西尾市 電子申請システム》 ※応募登録後の質問に使用する様式		R5.3.22 ～ R5.4.10
	03 辞退届【様式3】 《西尾市 電子申請システム》 ※応募登録後に辞退決定次第速やかに届出ること		R5.3.20 ～
	04 視察会参加申込書【様式4】 《西尾市 電子申請システム》		R5.1.23 ～ R5.2.20
B 関係資料	05 建設地及び中央ふれあいセンターの 測量図 《PDFファイルのショートカット》		常時
	06 西尾市立西尾幼稚園全面移転に伴う 地質調査報告書（昭和59年5月） 《PDFファイルのショートカット》		常時
C 参考資料	07 施設利用者アンケート集約結果 《PDFファイルのショートカット》		常時

資料番号	資料名	二次元コード	利用期間
C 参 考 資 料	08 市民ワークショップ会議録 《PDFファイルのショートカット》		常時
	09 生涯学習に関する市民アンケート （関連設問）回答結果 《PDFファイルのショートカット》		常時
	10 子どもの遊び場に関する 市民アンケート回答結果 《PDFファイルのショートカット》		常時
	11 子ども・若者総合相談センター 「コンパス」の概要 《ホームページのショートカット》 《団体ホームページのショートカット》		常時
	12 あゆみ学級にしおの概要 《ホームページのショートカット》		常時
	13 多文化ルーム KIBOU（きぼう） の概要 《ホームページのショートカット》 《団体ホームページのショートカット》		常時
	14 西尾市歴史公園の概要 《ホームページのショートカット》		常時

◆西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技のホームページ

ホームページでは、質問に対する回答をはじめ選定スケジュールの変更
など本設計競技に関する新着情報を随時アップしますのでご利用ください。



URL :

<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001494/1008112.html>

1 設計者の選定方法

（１）名称

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技（以下「本設計競技」）

（２）選定方式

公募型設計競技（コンペ）方式

（３）選定方法（選定の流れ）

- ①本設計競技に参加を希望する方（以下「応募希望者」）は、西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技実施要領（以下「本実施要領」）の次ページの1（4）で示す応募資格にすべて該当していることを確認した上で、本実施要領の4（1）で示す**応募登録**を行ってください。
- ②応募登録を完了した方（以下「応募登録者」）のみが、本設計競技に参加することができます。なお、建設地視察会と質問は応募希望者でも参加できます。
- ③西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定委員会（以下「選定委員会」）は、本実施要領で定める6（1）（2）に基づき応募登録者が作成、提出した提案図書等のうち、選定委員会の事務局（以下「事務局」）による**事前審査**を通過した提案図書等について、以下の2段階方式により審査及び評価した結果を西尾市及び西尾市教育委員会（以下「市等」）に対して報告します。

ア 1次審査（非公開）

選定委員会は、1次審査用の（応募登録者を特定する情報は提供しない）**提案図書のみを審査の対象**として5案程度（2次審査該当者）を選出し、2次審査用の提案図書等の提出及び質問に対する回答作成を依頼します。

イ 2次審査（一部公開）

選定委員会は、2次審査用の提案図書等に関する2次審査該当者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀案・優秀案・佳作を選出します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開しますが、その後の選定委員会の審査は非公開です。また、選定委員会の審査結果は後日発表します。

- ④市等は、選定委員会からの報告を受けて、最優秀案として選ばれた提案図書等の内容が実現可能なものであると判断した後に、本設計競技の選定結果を公表

します。

- ⑤市等は最優秀案を提出した応募登録者を優先交渉権者として本実施要領の7で示す設計業務等の委託契約締結に向けての協議を行います。

（４）応募資格

応募希望者のうち、次表に掲げる条件をすべて満たしている方が、応募登録者になるための応募登録を行うことができます。**基準日**は次表③入札参加資格を除き、令和5年**3月1日(水)**（登録期間の初日）とします。

なお、応募登録の際には、本設計競技の応募資格に該当していることを明らかにする書面などの提出を求めます。

▼応募資格要件

①建築士事務所登録	応募希望者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める 一級建築士事務所 の登録をしていること。
②配置技術者（管理技術者・意匠技術者）の配置	<p>応募希望者は、提案図書の作成にあたり、自らの登録事務所に所属する一級建築士を管理技術者及び意匠技術者として配置すること。なお、管理技術者と意匠技術者は兼任を可とする。</p> <p>なお、応募希望者は、提案図書作成のため、必要に応じて、その他の配置技術者（構造技術者、機械設備技術者、電気設備技術者、ランドスケープ技術者等）を協力者（法人、事務所、個人）として技術支援を受けることができるものとする。</p> <p>また、技術支援を行う協力者が、他の応募登録者の協力者となることは可とするが、協力者となったものは自ら応募登録者となることはできないものとする。</p> <p>※1次審査の段階では管理技術者及び意匠技術者以外の配置技術者のリストは求めないが、2次審査該当者はすべての配置技術者のリストを提出するものとする。</p>
③入札参加資格	<p>応募希望者が、西尾市入札参加資格名簿に登録している、または1次審査用の提案図書の提出期限（1（7）参照）までに登録を完了（新規登録者の申請期限は3月末）すること。</p> <p>※入札参加の登録方法は西尾市入札参加資格審査申請のホームページ（ショートカット）を参照。参加登録で不明な点は、西尾市 総務部 財政課 契約検査担当（Tel0563-65-2163）へ。</p>
④地方自治法施行令	応募希望者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当していないこと。

<p>⑤公共事業実績</p>	<p>応募希望者は日本国内の公共建築設計（国・県・市町村・公共団体等）にかかる受注実績（当該実績が過去に所属していた組織のものであっても可とする）を有すること。この場合の受注実績とは、建築物の新築・改築・増築で竣工した物件または実施設計を終了した物件を指し、大規模改修・電気工事・機械工事は対象外とする。なお、公共団体等とは、公共組合、営造物法人、独立行政法人、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、公益法人を指す。</p> <p>ただし、その受注実績を有しない場合であっても公益社団法人日本建築家協会（J I A）の登録建築家または公益社団法人日本建築士会連合会の統括設計専攻建築士を本設計競技の管理技術者もしくは意匠技術者として配置していれば同等とみなす。</p>
<p>⑥業務遂行能力</p>	<p>応募希望者は、本設計競技の期間中（市等が選定結果を公表するまで）並びに予定されている委託契約業務を締結し業務が完了（工事監理業務の委託契約を結んだ場合はその業務の完了）するまでの間、業務管理責任者として、市等に対して事前に承諾を受けた場合を除き、本設計競技に応募登録した際に上記②として提案した配置技術者を従事させること。</p>
<p>◆応募資格要件に関する留意事項</p>	<p>《①～⑥に該当していても本設計競技に応募登録できない方》</p> <p>①選定委員会の委員長及び委員（以下「選定委員」という）とその家族</p> <p>②選定委員が主宰し、あるいは役員または顧問となっている組織に所属する者</p> <p>③選定委員が大学教員である場合、その研究室に所属する者</p> <p>④上記②で定義した協力者</p> <p>⑤公益社団法人日本建築家協会（J I A）東海支部で本設計競技の支援業務に携わっている者及びその関係者</p> <p>⑥複数の法人または個人が本設計競技のためにチームを結成した共同企業体（J V）</p> <p>《複数の一級建築士事務所を登録している企業の提案数》</p> <p>複数の一級建築士事務所を登録している企業の場合は、一企業一提案（登録）とする。</p> <p>《その他工事関係》</p> <p>本設計競技で最優秀案として選定された応募登録者（優先交渉権者）及び協力者と「資本面」または「人事面」において関係のある者は、生涯学習センター（仮称）の建築工事等関連工事の元請人として参加することはできない。</p>

（５）選定委員会

本設計競技における提案図書等の審査及び評価は、次の５人の委員で構成された選定委員会が行います。なお、選定委員会の事務局は、西尾市教育委員会事務局生涯学習課が務めます。

▼西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定委員会（敬称略/順不同）

区分	氏名	所属
委員長	千葉 学（建築家）	東京大学大学院 工学系研究科教授
委員	伊藤 恭行（建築家）	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
委員	小野田 泰明（建築計画者）	東北大学大学院 工学研究科教授
委員	加茂 紀和子（建築家）	名古屋工業大学大学院 工学科教授
委員	手塚 由比（建築家）	手塚建築研究所

（６）評価基準

選定委員会では、以下の３項目を審査時の評価基準とします。

- ① 本実施要領の 3 で示す生涯学習センター（仮称）の整備にあたっての基本的な考え方（基本構想）で求めている「地域交流センター機能」と「総合教育センター機能」の複合的用途機能を実現するための**創造的かつ将来性**のある提案を評価します。
- ② 本実施要領の 3（3）で示す生涯学習センター（仮称）の建設地は、西尾の歴史や自然が感じられるとともに文教施設が集積するエリアになります。そこに全世代の市民が集う多様な学びの場・交流の場を実現するため、公園などの周辺環境と連携する**景観デザイン**、すべての利用者が**安全・安心・快適**に利用できる空間の提案を評価します。
- ③ 生涯学習センター（仮称）を次世代に適切に継承していく施設とするため、イニシャルコストだけでなく、将来にわたる維持管理を考慮した**構法・構造・環境デザイン**の提案を評価します。

（７）選定スケジュール（予定）

① 本設計競技の実施要領の公表	令和5年1月23日（月）
② 応募希望者からの本実施要領に関する 質問期間 《登録前質問》※4（2）参照	令和5年2月 1日（水）～ 2月28日（火）
応募希望者に対する 建設地視察会 ③ ※本実施要領公表日から2月20日までに 事前申込必要 ※5（2）参照	令和5年 2月27日（月）
④ 応募希望者の 登録期間 ※4（1）参照	令和5年 3月 1日（水）～ 3月13日（月）
⑤ 応募登録者に 登録通知書 を電子メール送信	令和5年3月20日（月） 予定
⑥ 応募登録者からの本実施要領に関する 質問期間 《登録後質問》※4（2）参照	令和5年3月22日（水）～ 4月10日（月）
⑦ 応募登録者からの 1次審査用提案図書等 の 提出期間 ※6（1）（2）参照	令和5年 5月 8日（月）～ 5月12日（金） 必着
⑧ 提案図書の 事前審査 …事務局が提案図書作成 ルールの確認を行い失格者の抽出・通知	令和5年5月15日（月）～ 5月19日（金）
⑨ 提案図書の 1次審査 …選定委員会による審査 （非公開）で5案程度を選出	令和5年 6月 中旬
⑩ 2次審査に進んだ応募登録者（2次審査該当者）に 提案図書等提出及び質問回答依頼文書 を事務局が電子メールで送信	令和5年6月23日（金）
⑪ 2次審査該当者はA 1パネル及び模型等の 2次審査用提案図書等 を提出 ※6（1）（2）参照	令和5年 8月31日（木） 必着
⑫ 2次審査（最終） …選定委員会が 公開審査 として2次審査該当者の プレゼンテーション及びヒアリング を行う。その後の審査で最優秀案、優秀案などの各案を選出 ※選定委員会の審査は非公開とし、審査結果は後日発表する	令和5年 9月 9日（土） 予定
⑬ 市等が本設計競技の選定結果を公表	令和5年9月 中旬

⑭ 市等が優先交渉権者と委託業務協議等	令和5年 9月 下旬～
⑮ 市等と優先交渉権者が基本設計及び実施設計を一括して契約締結予定	令和5年10月 月上旬

※上記スケジュールが変更される場合は、西尾市のホームページ「**西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技**」のサイト（以下「市ホームページ」）でお知らせします。



市ホームページは
こちらから

※基本設計及び実施設計等の設計・建設スケジュールは本実施要領の**3（6）**に示しています。

（8）選定結果

選定委員会は本実施要領に基づき2次審査該当者から以下の各案を選出します。

なお、本設計競技については、選定委員会及び市等に対して、選定結果や審査の過程に関する質疑、異議等の申し立ては一切、受け付けません。

区 分	選定数	謝金（予定）
① 最 優 秀 案	1 点	な し
② 優 秀 案	1 点	30万円
③ 佳 作	3点程度	30万円 × 3点程度

2

生涯学習センター（仮称）建設のため統廃合する施設の現状

(1) 中央ふれあいセンター

★動画配信①

動画
配信中
(約6分)

▼施設データ

所在地	西尾市錦城町 162 番地 14		
敷地面積	2,482 m ² (駐車台数 13 台)	建物用途	公民館 (社会教育施設)

棟名称	南棟	建築年月	昭和 46 年 3 月
延床面積	1,028.56 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート造・地上 3 階建
貸室 (477.26 m ²)	①ミーティングルーム (30.25 m ²)		②第 1 研修室 (75 m ²)
	③第 2 研修室 (55 m ²)		④多目的ホール (137.5 m ²)
	⑤第 3 研修室 (和室・20 m ²)		⑥第 4 研修室 (和室・24 m ²)
	⑦視聴覚室 (135.51 m ²)		
併設機能 (180.73 m ²)	①施設事務室 (90.25 m ²) ・昭和 56 年 1 月建築・鉄骨造地上 1 階建		
	②喫茶室 (64.48 m ²)		
	③学習スペース (26 m ²) ※フリースペース		

棟名称	北棟	建築年月	昭和 46 年 4 月
延床面積	892.59 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート造・地上 3 階建
貸室 (400.72 m ²)	①料理室 (108.2 m ²)		②和洋裁室 (140 m ²)
	③講義室 (152.52 m ²)		
併設機能 (159.66 m ²)	①あゆみ学級にしお 事務室 (10.8 m ²) ・教室 (20 m ²)		
	②生涯学習課事務室 (68 m ²)		
	③子ども・若者総合相談センター「コンパス」 事務室 (29.62 m ²) ・相談室 (14.32 m ² +16.92 m ²)		

棟名称	倉庫	建築年月	昭和 59 年 9 月
延床面積	40.50 m ²	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・地上 1 階建

※南棟と北棟は正面玄関が同じ合築（一体）建物

▼利用データ

年 度	貸室利用件数	貸室利用人数	貸室利用率	講座数 (受講者数)
令和 3 年度	2,236 件	23,463 人	26.52%	69 回 (171 人)
令和 2 年度	2,044 件	22,071 人	20.63%	37 回 (61 人)
令和元年度	2,922 件	38,130 人	24.33%	112 回 (218 人)

(2) にしお市民活動センター・アクティにしお



▼施設データ

★動画配信②

(約2分40秒)

所在地	西尾市鶴ヶ崎町6番地2		
敷地面積	2,125.39 m ² (駐車台数 45 台)	建物用途	市民活動センター

棟名称	本館	建築年月	昭和43年3月
延床面積	660.02 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート造・地上3階建
貸室 (178.23 m ²)	①研修室 (20.62 m ²)	②2A集会室 (50 m ²)	
	③2B集会室 (36.2 m ²)	④2C集会室 (23.8 m ²)	
	⑤3B集会室 (47.61 m ²)		
併設機能 (150.22 m ²)	①市民活動サポートコーナー (50 m ²)		
	②多文化ルーム KIBOU (100.22 m ²)		

棟名称	軽運動室 (貸室)	建築年月	昭和43年3月
延床面積 (貸室面積)	253 m ² (202.12 m ²)	建物構造	鉄筋コンクリート造・地上1階建

棟名称	物置	建築年月	平成9年
延床面積	9.89 m ²	建物構造	鉄骨造・地上1階建

棟名称	倉庫	建築年月	不明
延床面積	48 m ²	建物構造	鉄骨造・地上1階建

▼利用データ

年度	貸室利用件数	貸室利用人数	貸室利用率	講座数 (受講者数)
令和3年度	965件	10,604人	35.21%	3回 (41人)
令和2年度	896件	10,641人	33.48%	4回 (25人)
令和元年度	1,320件	17,361人	48.60%	3回 (70人)



▲中央ふれあいセンター



▲アクティにしお

3

生涯学習センター（仮称）の整備にあたっての基本的な考え方 （基本構想）

（１）生涯学習センター（仮称）を整備する理由

生涯学習センター（仮称）は、「西尾市公共施設長寿命化計画（令和３年３月策定）」において「他施設との統合を検討する」とされた「中央ふれあいセンター」と「にしお市民活動センター・アクティにしお」の機能に新機能を追加統合して「西尾公園テニスコート」の移転後の跡地及び「西尾公園の一部」を建設地として整備する次の（２）のコンセプトを有する多目的な生涯学習の複合施設です。

（２）生涯学習センター（仮称）の施設コンセプトと基本方針

～共生社会実現のために全世代の市民が集う多様な学び・交流の場～

生涯学習は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）第 3 条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない」とその理念が規定されています。このことは、学校教育以外の学びの機会を通じて、人生の各場面で生じる各個人の課題に対応した学習機会や社会的な課題に関する学習機会が保障され、個人の積極性・自発性・意思に基づく学習が持続的な活動として行われる生涯学習社会の実現を目指していくことについて定義したものです。

しかし、人生 100 年時代と言われる近年は、社会環境の劇的な変化等により、孤独・孤立の問題が深刻化し、予測困難な **VUCA**（注 1）の時代とも呼ばれています。そうした社会で自立的に生きていくことが困難な立場に置かれている、子ども・若者、外国人、障がいのある方、高齢者やその家族など、**すべての市民を誰一人として取り残さないとする社会的包摂を実現するためには、学び直しをはじめとする市民の『生きる』意欲を支え高めることができる、令和の時代にふさわしい生涯学習の実践が求められています。**

生涯学習センター（仮称）では、よりよく生きたいという人間本来の思いや願いから、様々な背景を持つ年代の異なる多様な個人が、多彩な属性の他者と共に、**学び合い、教え合い、支え合い、励まし合うとした相互性を前提にして、一人ひ**

（注 1）**VUCA** Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理（令和 4 年 8 月）における現状の認識として提示されている。

とりが主体的・持続的に学ぶことができる新たな生涯学習の拠点施設として整備します。

そして、そうした相互性のある「学び」の活動の中から、学びを通じた人と人とのつながり（＝交流）が生まれ、絆が深まることによって、学びに関わる各人にとっての生きがいや喜びとなる学び合いや教え合いなどの活動が継続し、広がっていく好循環が生まれます。このような好循環が、共に学び支え合う地域コミュニティの基盤形成～人づくり・つながりづくり・地域づくり～につながることで、共生社会（注2）の実現が期待できると考えています。

また、生涯学習センター（仮称）は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のゴール・ターゲットのうち、先述しました誰一人として取り残さない「包摂性」のほかに、あらゆる年齢のすべての人々への生涯学習の機会を促進するとした目標4を踏まえ、ICT等のデジタル技術を活用して格差や分断のない社会的要請を実現する複合施設として整備します。

以上の施設コンセプトに加えて、生涯学習センター（仮称）は、次の3つの基本方針に配慮することで共生社会実現のために全世代の市民、誰もが気楽に立ち寄り、多様な学び・交流の場として利用したくなる運営管理を目指す施設とします。

①多様な個人が共存可能となる「心の安らぎ」を感じられる場のデザイン

生涯学習センター（仮称）は、全世代の多様な市民の利用を想定していますが、特に子どもたちの自由で活発な活動空間と、社会的自立が困難な課題を抱える子ども・若者（不登校・ひきこもり・多文化など）に対する居場所としての空間を提供する役割は重要です。このため、様々な背景を持つ年代の異なる多様な個人が「心の安らぎ」を感じながら共存できる場の創造を目指します。

②歴史文化及び自然環境と調和する建築・ランドスケープのデザイン

生涯学習センター（仮称）の建設地は、鎌倉時代に起源を持つ西尾城跡やカワセミをはじめ多様な生態系が見られる二の沢川に隣接しています。この敷地特性を活かし、市民が安心・安全に過ごすことができる場の創造を目指します。

③維持管理・運営がしやすく持続可能性に配慮した施設のデザイン

省資源・省エネルギー対策、自然エネルギーの活用など、長寿命化を考慮したLCC（ライフサイクルコスト）の低減を実現する施設を目指します。

※国土交通省「官庁施設の環境保全に関する基準（令和4年3月25日改定）」に準拠すること。

（注2）**共生社会** 人権への配慮をはじめ、多様な他者を尊重することを含めた自他の適切な関係性の下で、それぞれの自己の生き方の充実向上を共に図る、いわば『生きる』を共にするような社会のこと。

（3）施設の建設地（敷地情報）

生涯学習センター（仮称）の建設地は、「西尾公園テニスコート」の移転後の跡地及び「西尾公園の一部」になります。

建設地の基本的な情報は以下のとおりです。

★動画配信③（約6分40秒）



建設地
周辺動画
配信中

▼生涯学習センター（仮称）の建設地の基本情報

項目	情報	備考
① 地番	西尾市山下町城南 23 番地	
② 敷地面積	8,354.81㎡	建物・公園・駐車場の一部の施工面積
③ 用途地域	第1種中高層住居専用地域 (都市計画区域内・市街化区域)	
④ 建蔽率/容積率	60% / 150%	都市公園法施行令特例基準適用
⑤ 防火地域	準防火地域	
⑥ 地区計画等	都市公園区域内	建築面積は2,900㎡が上限
⑦ 日影規制時間	3時間(5m) / 2時間(10m) 測定面GL+4m	第1種中高層住居専用地域
⑧ 日影検討上の緯度・経度	緯度 34°51'57" 経度 137°2'47" 提案時は上記の値で検討してください	
⑨ がけ条例	高さ2mを超えるがけに接しているため愛知県建築基準条例第8条(平成27年)遵守	愛知県建築基準条例・同解説のショートカット
⑩ 斜線制限	道路斜線 傾きの値1.25(適用距離20m) 隣地斜線 傾きの値1.25(適用距離20m) 北側斜線 なし	
⑪ 接道	東側 現状幅員9m(市道山下錦城線)	歩行者優先のコミュニティ道路として整備
⑫ 地質	提案時は隣接の西尾幼稚園の土質柱状図で検討してください。別冊資料編B関係資料06『西尾市立西尾幼稚園全面移転に伴う地質報告書(昭和59年5月)』を参照	建設地の地質調査は令和5年度秋以降に実施予定
⑬ 洪水ハザードマップ	建設地西側を流下する二の沢川が大雨によって増水し越水した場合の最大浸水深は、0.3m~0.5m ※該当地区の洪水ハザードマップのショートカット	令和2年4月10日愛知県公表「北浜川水系北浜川流域」ショートカット
⑭ 建設地周辺の公共施設	西尾公園、西尾市歴史公園(西尾城跡)、西尾市資料館、西尾小学校(児童数約700人)、西尾幼稚園(園児数約180人)、西尾市文化会館、西尾公園総合グラウンド	西尾市の文教施設の集積地区

⑮	埋 蔵 文 化 財	埋蔵文化財包蔵地ではないが、西尾城の堀跡に位置するため 試掘調査 が必要	教育委員会事務局 文化財課
⑯	都市公園施設	トイレ、遊具、蒸気機関車、あずま屋	建設地内移設可
⑰	公 共 下 水	あり	
⑱	ガ ス	プロパンガス	

◆歴史文化情報「建設地北側に隣接する歴史公園（西尾城跡）とは」

江戸時代に西尾藩六万石の城であった西尾城のはじまりは、鎌倉時代の承久の乱（1221年）の戦功により三河国の守護に任じられた足利義氏（のちの吉良氏）が築城した西条城と伝えられています。

西尾城の特色は堀と土塁が城下町を囲む「総構え」と呼ばれる体裁で1657年に完成しました。

西尾城跡一帯は平成8年に本丸うしとらやぐら・ちゅうじゃく・鑰石門などを再建し歴史公園として整備され、平成26年には天守台、令和2年には二之丸ちゅうじゃくが再建されました。歴史公園には、白壁まばゆい市資料館の

ほかに数寄屋造りの書院と茶室から成る旧近衛邸や椿の庭、日本庭園が美しいしょう尚古荘が林立し、市街地に位置する緑豊かな城跡として、古のたたずまいを厳かに感じられる雰囲気醸し出しています。

生涯学習センター（仮称）の建設地は、西尾城本丸の南に面した堀跡に位置します。



◆自然環境情報「建設地西側を流れる二の沢川の水面擦れ擦れに飛ぶ青い宝石」



二の沢川は中心市街地を流下する全長約2.1Kmの二級河川で、歴史公園から文化会館までの区間は「水辺プラザ整備事業」により遊歩道や木橋や親水施設が設置され、市街地の喧騒を忘れられる静かで穏やかな憩いの空間をのんびりと散策することができます。

特筆すべきは市街地の河川にもかかわらず多様な生態系が見られることで、アオサギやセグロセキレイ等の野鳥に交じり、清流の青い宝石と呼ばれるカワセミが川面擦れ擦れに飛ぶ美しい姿を目撃することができます。

生涯学習センター（仮称）の建設地は、多様な生物が見られる二の沢川の木橋や遊歩道から直接アクセスできる市街地の中でも自然豊かな場所に隣接しています。







（４）施設の基本的な機能・規模（想定面積表）・設計要件

生涯学習センター（仮称）は、建物として、不特定利用者が比較的多いと思われる**地域交流センター機能**と特定利用者が見込まれる**総合教育センター機能**、外構として、小学生高学年程度までの親子などが憩うことのできる**公園**と利用者及び施設職員のための**駐車場**を、基本的な機能とする施設です。

生涯学習センター（仮称）については、国土交通省の「**官庁施設の総合耐震・対津波計画基準耐震**（平成 25 年制定）」の構造体の耐震安全性確保・基本事項（２）で示す**耐震安全性の分類はⅡ類**を満たすこととします。

なお、生涯学習センター（仮称）の**延床面積**については、**2,600 m²**程度を上限（目途）とします。

また、生涯学習センター（仮称）の**建築面積**については、建設地（西尾公園テニスコート跡地等）が都市公園内にあるため、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）における公園施設設置基準（2%）と都市公園法施行令における公園施設の建築面積の基準特例（10%）の規定により算定した **2,900 m²**を上限とします。

生涯学習センター（仮称）の**公園の整備面積**は、西尾公園テニスコート南側に隣接している現状の公園より少し広い **2,500 m²**程度を確保します。新たな公園は、二の沢川の遊歩道・親水施設や西尾市文化会館北側の芝生広場との接続も視野に入れた新たなランドスケープとしての提案を期待します。また、二の沢川の木橋（城南 1 号橋）からテニスコート北側を通り駐車場を経てコミュニティ道路（市道山下錦城線）に抜ける**小道**（P 13 **航空写真【拡大版】**の赤色の点線）は、市民が生活道路として利用しているため、同等機能を残して提案してください。

生涯学習センター（仮称）の**駐車場**は、建設地及び幅員 9m のコミュニティ道路（市道山下錦城線）を挟んで建設地東側に隣接する中央ふれあいセンター解体跡地の 2 か所の敷地を整備して利用することを予定しています。駐車場の想定設置台数を、**利用者用**として最大 **100 台**程度、**職員用**として近隣の西尾幼稚園も含めて **60 台**程度を見込んでいますが、2 か所の敷地では 140~160 台程度を想定しています。ここが満車の場合は隣接の文化会館の駐車場の利用を予定しています。なお、本設計競技では中央ふれあいセンター跡地の駐車場の提案は求めません。

生涯学習センター（仮称）の提案図書等の作図にあたっては、上記の（３）建設地の基本情報及び歴史文化・自然環境の情報を踏まえるとともに、次ページからの設計要件等に関する水準を満たすものとしてください。

なお、本実施要領の**別冊資料編の C 参考資料 07~10**で示しています市民ワークショップなどの**市民ニーズ**についても参考にしてください。

▼ I 地域交流センター機能

区分	用途名称	主な機能	延床面積	面積内訳（目途）	設計要件
地域交流センター機能	A 貸室 (レンタルルーム)	生涯学習活動から市民活動まで、軽運動から文化芸術活動まで、また若者に人気のeスポーツなど多種多彩な交流・つながりの場として幅広く気軽に利用できる 有料 の貸室 ● 利用対象 （貸室利用申請者） 中学生以上の個人または団体。利用は乳幼児親子も可。一日あたりの平均利用見込みは15件・100人程度 ● 開設時間 火～日曜日/9:00～21:00 ● 管理者 施設管理者（指定管理団体予定）	570㎡	①貸室a（軽運動室）：200㎡ ②貸室b：120㎡ ③貸室c：35㎡ ④貸室d：35㎡ ⑤貸室e：150㎡（ 教員用多目的研修室併用利用貸室 135㎡+管理室 15㎡ ） ⑥倉庫：30㎡（貸室abeで共用）	ア①は壁面には姿鏡。音楽団体利用のためにピアノ設置予定 イ①②はそれぞれ2室に分割利用可能とする ウ⑤は3室に分割利用可能とする エ⑤の貸室と管理室との間は固定壁とするが3分割する貸室の出入口はいずれも設置すること。管理室の出入口は単独もしくは3分割する貸室のいずれかの出入口と兼用とする
	B 事務室等	以下の3つの事務室機能とミーティングルームと収納庫を有する ① 施設管理者事務室 （指定管理団体利用予定） 職員4人程度のオフィス 執務：毎日/8:15～21:15 ② 地域つながり課事務室 （民間団体利用予定） 職員3人程度のオフィス 執務：火～日曜日/8:30～17:00 ③ 生涯学習課事務室 （市職員利用） 職員17人程度のオフィス 執務：月～金曜日/8:30～17:15 ④ ミーティングルーム ①～③の職員が共同利用する打合部屋 ⑤ 収納庫 ①～③の職員が共同利用する倉庫	220㎡	①施設管理者事務室：30㎡ ②地域つながり課事務室：25㎡ ③生涯学習課事務室：110㎡ ④ミーティングルーム：20㎡ ⑤収納庫：35㎡	ア①～③はカウンター付きで集約設置（フリーアドレスも可能）する イ①は施設コンサルジュとして利用者出入監視、総合案内ができる場所に設置する
	C 多世代交流 広場（仮称） 【共用スペース】	多世代の来訪者がゆったりとくつろいで新聞や情報誌を手にしたたり、少人数の打ち合わせや待ち合わせに自由に使用したりする開放的な交流空間。 中学生から社会人までの方が自主勉強に快適に利用できる学習スペースを配置する。 乳幼児から小学校低学年までの幅広い年齢層が子ども同士や親子で安心してワクワクしながら様々な体験ができる遊具なども設置する。さまざまな遊びを通じて子どもたちが創意工夫したり、多世代と交流したりすることで社会性や思いやりの心を養うことができるようにする ● 利用対象 自由一般。一日あたりの平均利用見込みは100人程度 ● 開設時間 火～日曜日/9:00～21:00 ● 管理者 施設管理者（指定管理団体予定）	600㎡	①ミーティングスペース ②学習スペース：30席以上 ③団らんスペース ④子どもワクワク広場：450㎡ ⑤幼児用トイレ ⑥授乳室 ⑦おむつ替えスペース	ア多世代交流広場（以下「広場」）は、基本的に飲食可能とする イ広場には飲食物の販売スペースを設置 ウ広場は軽運動やミニコンサート等の発表スペースとしても利用できるようにすること エ①は多種多様な人や団体の交流（コミュニケーション）の場として設置 オ②はすべてを集約して配置する必要はない カ④は幅広い年齢層の子どもたちの体格や遊び方に応じた空間・小さな子どもたちも保護者同伴で楽しく遊べる空間・障がいのある子どもたちも安全に安心して楽しめる空間を創出する キ④は立体的な空間を計画し天井の高さを活かした遊びの空間を形成する ク④は保護者や施設管理者が子どもを見守ることができるようにする ケ④はあらゆる子どもたち（障がいの有無や人種、言語、家庭環境等に関わらず多様な個性や背景を持ったすべての子どもを指す）の遊びと学びの場となるだけでなく、子どもたちと高齢者の交流の機会の創出や子どもたちの利用時間以外（夜間等）は一般利用ができるようにするなど、多世代交流空間としての機能（仕掛け）を期待する コ④はネット遊具・クライミング・滑り台・トランポリンなどの機能を備えることが望ましく、それを超える提案があればなお良い。特にネット遊具は天井の高さを活かし、西尾市の地域性が感じられるデザインとする

地域交流センター機能 延床面積合計（目途） （ ）内は C多世代交流広場 （共用）を除いた面積	1,390 m² (790 m ²)	地域交流センター機能 全体配置方針	A 基本的に施設全体として賑わいのある空間を目指す。一部落ち着いた環境も必要となるので、双方の活動に支障がでないよう配慮すること E 公園・駐車場の外構との融合や親和による相乗効果についても配慮すること
---	---	-----------------------------	--

▼ II 総合教育センター機能

区分	用途名称	主な機能	延床面積	面積内訳（目途）	設計要件
総合教育センター機能	D	子ども・若者総合相談センターコンパス	115 m ²	①相談室 a : 15 m ² （相談室はすべて2人×2人の面談空間を想定） ②相談室 b : 15 m ² ③相談室 c : 15 m ² ④事務室 : 40 m ² ⑤多目的室 : 30 m ²	A コンパスの利用者には「他者との交流で自立を目指している」層もいれば、「他者の視線が怖い」「他者に相談しているのを見られたくない」という層も存在する。そのため、他者の視線を気にせずに入からコンパスまでたどり着ける動線が必要。しかし、いかにも裏口あるいは荷物搬入口のような所からの動線は好ましくない E 音などの刺激に敏感な子ども・若者もいるため、IのA、B、Cを起因とする騒音を防ぐ配慮が必要 ウ ①～③は窓からの風景が眺望でき、リラックスできる雰囲気を作り出す エ ③は E あゆみと F KIBOUが共同利用できるように配置 オ ④は匿名性等の観点からも開放的なデザインは好ましくない カ ④はコンパスと E あゆみが将来的に一体運営の可能性もあるため、あゆみ事務室と隣接配置
	E	あゆみ学級にしお	105 m ²	①学習室 : 70 m ² ②事務室 : 20 m ² ③相談室 : 15 m ² ④ミニ菜園 : 施設外部に5坪程度	A Dコンパスの A イウエオカは同要件として適用する E ①は2室に分割利用可能とする ウ ④は視線を感じない場所に水源と合わせて設置
	F	多文化ルーム きぼう KIBOU	外国にルーツを持つ子ども・若者に対する日本語指導や就学支援または外国人子育て家庭からの相談を受けるなど多文化共生教育支援の拠点機能 ●利用対象 外国にルーツを持つ子ども・若者（5歳～18歳）のその家族。登録者は248人（R3）で今後も同様程度を見込んでいる。利用者は25～30人/日。基本的に利用料は 無料 ●開設時間 火～日曜日/9:00～19:30 ※土～日曜日は16:30まで ●管理者 市委託先の社会福祉法人の多言語職員10人がローテ勤務（5人程度/日）。多言語ボランティア等も出入り	150 m ²	①学習支援室 : 120 m ² ②事務室 : 30 m ² （うち10 m ² は倉庫）

G	ほっと スペース (仮称) 【共用スペース】	<ul style="list-style-type: none"> ●利用対象 D～F（コンパス・あゆみ・KIBOU）を利用する子ども・若者とその家族 ●開設時間 毎日/9:00～21:00 ●管理者 施設管理者（指定管理団体予定） 	100 m ²	①図書コーナー ②幼児用トイレ ③授乳室 ④給湯室	AD～F（コンパス・あゆみ・KIBOU）に来室する子ども・若者やその家族が自由に過ごせる快適な居場所空間として配置すること イ②③はF KIBOU利用者の利用頻度が高い
	総合教育センター機能 延床面積合計（目途） （ ）内はG ほっとスペース（共用）を除いた面積		470 m² (370 m ²)	総合教育センター機能 全体配置方針	AD～F（コンパス・あゆみ・KIBOU）は多様な支援が必要な子ども・若者が利用する点と別な動線設定が必要という共通項があるため、ほっとスペースを共同空間とする同じフロアーに配置する イ未来の社会を自立的に生きていこうとする子ども・若者から信頼される居場所として、また、多文化共生を実現していくという意思を感じる環境を設定したい

参考 ●生涯学習センター（仮称）の建物の延床面積と建築面積

区分	延床面積	面積内訳（目途）
延床面積①	1,200 m ² 程度	地域交流センター機能：790 m ² 程度（共用スペースであるC多世代交流広場を除いた面積） 総合教育センター機能：370 m ² 程度（共用スペースであるG ほっとスペースを除いた面積）
延床面積②	1,400 m ² 程度	C多世代交流広場：600 m ² + G ほっとスペース：100 m ² = 700 m ² 程度に廊下・階段・エレベーター・トイレなど700 m ² を加算した面積とする
延床面積合計	2,600 m ² 程度	① + ②
建築面積	2,900 m ² 以下	都市公園法施行令における公園施設の建築面積の基準特例の規定により算定



▼ III 公園

公園	公園の現状と整備方針	整備面積	主な機能	設計要件
	<p>●公園の現状 西尾公園テニスコートの南側に隣接する西尾公園の敷地には、昭和 49 年から移転保存される蒸気機関車（C-12230）の車両、公園トイレ（平成 30 年度国庫補助事業）、子ども向け遊具（令和 2 年度国庫補助事業）に、小さな築山（別冊資料編 05 測量図の基準点からの高さはおよそ 2 m）がある。その敷地面積は、駐車場を除くと 2,323.23 m²。現在は、本実施要領の3（3）施設の建設地（敷地情報）の自然環境情報として示した、二の沢川に歴史公園から文化会館までの一帯を北から南へと回遊散策できるように整備されている全長約 1 km の遊歩道を西側に、コミュニティ道路（市道山下錦城線）が東側に接道した三角の形状で配置されている。</p> <p>主な公園利用者は、隣接の西尾幼稚園の送迎時の親子及び近隣の子育て家庭、夏休みの宿題で蒸気機関車の絵を描く小学生等。蒸気機関車は市民らによる保存協力会によって年 2 回、内部を一般公開。また、西尾公園テニスコートの東にはコミュニティ道路（市道山下錦城線）に接してあずま屋が設置されている。</p> <p>●公園整備の基本方針（整備にあたっての基本的な考え方）</p> <p>①生涯学習センター（仮称）建設に合わせ、同センターの基本構想を踏まえた形で、小学生高学年程度までの子育て家庭が安心安全快適に憩うことのできる街中の公園として再生させる。</p> <p>②生涯学習センター（仮称）に設置される多世代交流広場の子どもワクワク広場、文化会館北側の芝生広場、二の沢川の遊歩道との、融合や親和による相乗効果をより高め、主として子育て家庭に人気スポットとなりうる新たな街中のランドスケープデザインを求める。</p> <p>③西尾市の将来構想として、二の沢川の遊歩道は木橋（城南 1 号橋）から北側の県道（蒲郡碧南線）まで延伸し、コミュニティ道路（市道山下錦城線）を挟んで南に立地する文化会館北側の芝生広場の一部も憩いの場として再整備していくことを計画している。</p>	2,500 m ² 程度	<p>①トイレ ②遊具 ③蒸気機関車 ④日除け休憩スペース</p>	<p>ア既設の①②③は撤去しない。敷地内の移設は可とする イ築山及び既存の植栽は撤去してもよい ウ④はテニスコート東のあずま屋とは別に子育て家庭の利用を想定して設置すること エテニスコート東のあずま屋は移設または撤去を可とする オ既設②以外で遊具を設置する場合は、誰もが利用できるユニバーサルデザインの遊具（インクルーシブな遊具を含む）を計画すること カ移動経路などは『西尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号）』等関係法令を遵守し、それらの舗装材に配慮すること キ生涯学習センター（仮称）に入館しなくても利用できる環境とすること</p>

▼ IV 駐車場

生涯学習センター（仮称）駐車場の想定設置台数	160 台程度	利用者用：100 台程度 + 職員用：60 台程度
生涯学習センター（仮称）駐車場整備予定地		駐車場の設計要件
<p>① 建設地（西尾市山下町城南 23 番地）…主として利用者用（公園機能の利用者も含む）</p> <p>敷地面積：8,354.81m² 第 1 種中高層住居専用地域</p> <p>駐車台数：70 台～80 台程度（建築計画による）</p>	<p>ア雨や日差しをさえぎる屋外空間を創出すること イアの空間と駐車場でキッチンカーなどによるイベントが行うことができるように工夫すること ウおもいやり（身体障がい者用）駐車場として 4 台分は配置すること エ駐輪場は屋根付きで 30 台程度が利用できるように工夫すること</p>	
<p>② 中央ふれあいセンター跡地（西尾市錦城町 162 番地 14）…主として職員用</p> <p>敷地面積：2,441.66 m²（実測値） 第 1 種中高層住居専用地域</p> <p>駐車台数：70 台～80 台程度（現在の植栽を一部残す想定による）</p>	<p>本設計競技で提案を求める作図範囲ではないため設計要件は公表しない ※本実施要領3（5）で示す概算工事費内訳にも中央ふれあいセンターの解体工事費及び跡地の駐車場整備工事費は含めていないが、基本設計業務には跡地の駐車場の基本計画作成は含めている</p>	



公園トイレ



蒸気機関車



遊具と蒸気機関車



あずま屋



二の沢川の木橋



二の沢川遊歩道と公園

（５）工事費の上限（国庫補助対象事業の留意点）

生涯学習センター（仮称）の工事費については、以下の3つの工事費等の合計額を上限とした計画としてください。なお、以下の上限額を超えなければ、①～③の間の増減が生じることは可とします。

▼生涯学習センター（仮称）の概算工事費内訳（税込み）

①	西尾公園テニスコート解体工事費	4,200 万円
②	施設建設費（多世代交流広場内の子どもワクワク広場の遊具設置費を含む）	15 億 3,700 万円
③	建設地の公園及び駐車場整備工事費	2 億 5,800 万円
工事費上限額（合計額）		18 億 3,700 万円

※中央ふれあいセンター解体工事費及び駐車場整備工事費は含まれません。

※施設建設費には原則として建築物に定着するものを含むため、机椅子などの備品費は含まれません。

なお、生涯学習センター（仮称）整備事業は、国土交通省の都市再生整備計画事業（都市構造再編集中支援事業に切替予定）に採択されました「西尾駅周辺地区事業（計画期間：令和4年度～8年度）」の一環として、施設の設計費及び建設費に対して社会資本整備総合交付金などの国費を受けることになっています。大枠になりますが、地域交流センター機能及び公園については、基幹事業である「高次都市施設（地域交流センター）」及び「都市公園の整備」として、総合教育センター機能については提案事業である「地域創造支援事業」に「地域の多様な学びの場応援事業」として申請します。

このため、建築物の設計については、国土交通省の「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築数量積算基準」に基づく設計が前提となります。

さらに、本設計競技を経て、本実施要領の7で示す生涯学習センター（仮称）の基本・実施設計業務等の委託契約を結ぶことになる応募登録者（優先交渉権者）は、市等の求めに応じて、市等が行う同交付金等の申請などに必要な資料等の作成を行うものとします。そして、この事業が完了後、会計検査院による会計検査の対象となった場合には、市等の求めに応じて、会計検査時における技術的支援（立会いも含める）などを行うものとします。

（６）施設の設計・建設スケジュール（予定）

基本設計業務及び実施設計業務を一括	
①	<p>して契約締結予定 ※契約は一括ですが実施設計の委託料の支払いは6年度になります。</p> <p>令和5年10月 上旬</p>
②	<p>基本設計期間（6か月間程度） 令和5年10月 上旬～</p> <p>※10月中旬に市民ワークショップ開催予定 令和6年 3月 中旬</p>
③	<p>実施設計期間（10か月間程度） 令和6年 4月 上旬～</p> <p>令和7年 1月 下旬</p>
留意点	<p>上記の実施設計の完了日までに適合証明申請（もしくは開発許可申請）及び計画建物の確認申請書を関係機関に提出し受理されることを条件とします。完了日までに許可及び確認済証の発行までを求めるものではありません。</p>
④	<p>工事監理業務の契約締結（予定） 令和7年 5月頃</p>
⑤	<p>西尾公園テニスコート解体工事期間 令和7年 5月～6月頃</p> <p>※工事前に埋蔵文化財試掘調査実施予定</p>
⑥	<p>生涯学習センター（仮称）の 建築・設備・外構工事期間（13か月間程度） 令和7年 7月頃～</p> <p>令和8年 8月頃</p>
⑦	<p>生涯学習センター（仮称）の完成 令和8年 9月頃</p>
⑧	<p>生涯学習センター（仮称）の一部供用開始 令和8年10月頃</p>
⑨	<p>中央ふれあいセンター解体工事及び駐車場整備工事期間 令和8年10月頃～</p> <p>※上記①及び④の業務の対象外工事。ただし、中央ふれあいセンター跡地の駐車場基本計画は①の基本設計業務に含まれます。 令和9年 2月頃</p>
⑩	<p>生涯学習センター（仮称）の供用開始 令和9年4月1日</p>
留意点	<p>設計者は、基本設計・実施設計・工事監理の各段階において、選定委員の一部など建築の専門家で構成する生涯学習センター（仮称）整備推進委員会（仮称）と市等に対して、進捗状況の報告を行います。同委員会は、設計者に対して助言または指導を行うとともに、基本設計及び実施設計における協議により提案図書の変更・修正が生じる場合など、市等と設計者との間の調整機関としての役割も担います。</p>

※上記のスケジュールは予定で、諸般の事情により変更する場合があります。

4

設計競技の応募方法

(1) 応募登録

①応募希望者は、本実施要領の1（7）で示された登録期間中に、インターネットの「**西尾市 電子申請システム**」を通じて、西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技の**登録申込書兼業務実績書【様式1】**に必要事項を入力し、一級建築士事務所登録をはじめとする資格や事業実績等を証する資料を添付して応募（電子申請）してください。



登録申込書兼
業務実績書の
入力はこちらから

なお、電子申請はいずれも**開始日は午前零時から入力開始、終了日は午後11時59分**が入力期限の時刻になります。また、電子申請はいずれも同電子申請システムの**利用者登録はせずに申し込みすることは可能です**。

②事務局は、電子申請された登録申込書兼業務実績書の内容が、本実施要領の1（4）で示しました応募資格要件を満たすものと判断した後に、応募希望者に**登録番号**を記載した**登録通知書**を令和5年3月20日以降に電子メールで通知する予定です。登録通知書を受信された方が応募登録者となります。

なお、応募希望者が応募資格要件を満たさないと判断した場合には、応募登録ができない旨の連絡についても同日以降に電子メールで通知します。3月22日までに事務局から応募登録の可否についての電子メールが届かない場合は、3月23日以降に事務局へ電話でお問い合わせください。

③事務局は、応募登録の可否にかかわらず、提出された登録申込書兼業務実績書の入力データ及び添付資料は返却しません。

(2) 質問回答（記載事項の優先順位）

本実施要領に関する質問については、本実施要領の1（7）で示しているとおり、登録前と登録後の**2回の質問期間**を設けます。

質疑のある場合は、「**西尾市 電子申請システム**」の西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技の**質問書【様式2】**に必要事項を入力して**登録前**または**登録後**の質問期間中に電子申請してください。

なお、質問書を入力する場合の**申込フォームは応募登録前と登録後では異なります**ので、ご注意ください。



登録前の質問書
入力はこちらから



登録後の質問書
入力はこちらから

また、本実施要領 1（4）で示す入札参加資格の登録方法を除き、原則として「**西尾市 電子申請システム**」による質問書以外での受け付けは行いません。

▼質問書の入力の留意点

- ①質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、事務局が的確に回答できるよう配慮してください。
- ②本設計競技に関する情報収集に際しては、この質問回答のみで行うこととしますので、本実施要領 1（4）で示す入札参加資格の登録方法を除いては、事務局以外の関係機関に対して個別に問い合わせをすることはできません。失格事項に該当するものと判断します。

質問の回答については、質問者名を伏せて、市ホームページにのみ随時、掲載します。

個別の回答は原則として行いません。



市ホームページは
こちらから

なお、事務局は以下の判断に基づいて質問の回答を行わない場合があります。

- ①本設計競技に**関係がない**と判断した質疑
- ②回答することで本設計競技の**公平性等が失われる**と判断した質疑
- ③他と質疑の趣旨が**重複**すると判断した質疑
- ④その他、回答することが**適切でない**と判断した質疑

また、事務局が公表する回答は、本実施要領の追加または修正とみなします。質問に対する回答と、他の資料等との間で相違があった場合は、質問に対する回答を優先するものとします。本実施要領と他の資料等との間で相違があった場合は、本実施要領を優先するものとします。

（3）参加辞退

応募登録者が、本設計競技の参加を辞退する場合は、遅滞なく「**西尾市 電子申請システム**」の西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技の**辞退届【様式3】**を入力して電子申請してください。



辞退届の入力は
こちらから

（４）失格要件

本設計競技において、次のいずれか一つでも該当した場合は失格とします。
なお、選定後に判明した場合も同様とします。

- ①本実施要領の 1（４）で示す本設計競技の**応募資格**に該当していないことが判明した場合
- ②本実施要領の 1（４）で示す本設計競技に応募登録できない**利害関係者等**であることが判明した場合
- ③本実施要領が求める提出書類に**虚偽**の記載をした場合
- ④本実施要領が求める提出書類の作成方法、提出方法、提出期限などの**諸要件の規定及び留意事項**などを守らない場合
- ⑤本実施要領の公表日より本設計競技の選定結果の公表日までの間、応募登録者が、本設計競技の選定委員、市等（事務局含む）及び本設計競技の支援団体である公益社団法人日本建築家協会（JIA）関係者などと、本設計競技に関して、接触した、または接触を求めるなど、**公正**を欠いた行為が認められた場合（事務局との必要な手続き等を除きます）
- ⑥提案図書等に**盗用**の疑いがあると選定委員会が判断した場合（最優秀案が後日、盗用の疑いや虚偽の記載が判明した場合は、市等と選定委員会の判断により失格となります）
- ⑦応募登録者が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく**更生手続き**開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく**再生手続き**開始の申立てがなされた場合
- ⑧上記①～⑦のほか、**不適切**な行為を行ったと、選定委員会及び市等が判断した場合

5

建設地視察会の開催

応募希望者を対象に、建設地や既施設等を見学する視察会を開催します。

(1) 開催日時（予定）

令和5年2月27日（月） 午後1時～3時（終了予定）

集合場所は、中央ふれあいセンターで、建設地や歴史公園、二の沢川の遊歩道などを歩いて見学する予定です。



視察会参加申込書の
入力はこちらから

(2) 参加方法

建設地視察会に参加を希望される方は、本実施要領の公表日から令和5年2月20日（月）までに、インターネットの「**西尾市 電子申請システム**」を通じて、西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技の**視察会参加申込書【様式4】**に必要事項を入力して電子申請してください。

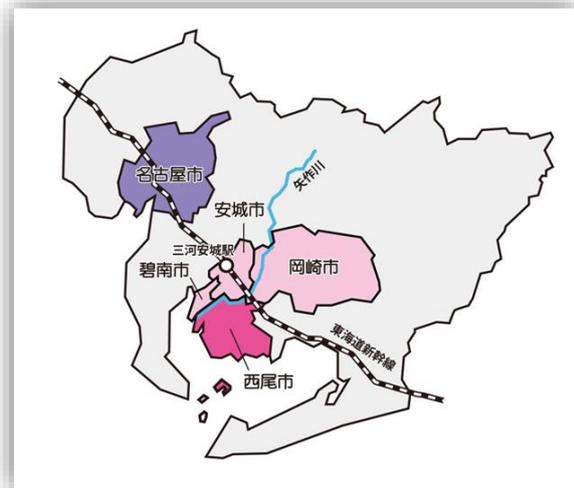
なお、建設地視察会は事前申込のない方は参加できません。

また、中央ふれあいセンターの駐車場は少ないため、できる限り公共交通機関を利用してお越しください。最寄駅の名鉄西尾駅からは徒歩約15分です。

西尾市は愛知県のほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端（西三河南部）に位置し、面積は161.22k㎡で、県全体の約3.1%を占めています。人口は170,325人（R5.1.1現在）で、西三河南部の中核的都市です。

中部圏の中心である名古屋市の45km圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。

平成23（2011）年4月1日に幡豆郡三町（一色町・吉良町・幡豆町）と合併しました。



6

提案図書等の作成・提出方法

(1) 提案図書等の課題・規格（作成ルール）一覧

▼ 1次審査用の提案図書で求める課題・規格など

規格	数	提案課題
① A 3 版 ・ 2 枚 ・ 横 ・ 片 面		<p>提案課題①</p> <p>2つの機能が共存する生涯学習センター（仮称）</p> <p>本実施要領の3で示しているとおりに生涯学習センター（仮称）は、子どもから大人までの多世代の市民が集う活発な交流の場である地域交流センター機能と社会的自立を目指す子ども・若者に対する多様な支援等を行う場である総合教育センター機能を有する複合施設です。本実施要領の3で求める2つの施設機能がそれぞれにふさわしい専有領域を持ちながら、適度な距離をとって共存する建築の形の提案を求めます。</p>
		<p>提案課題②</p> <p>市民にとって新たな快適な居場所となる外部空間の整備、周辺環境との連携</p> <p>生涯学習センター（仮称）の建物内部と連動しながら市民の新たな快適な居場所となる外部空間の提案を求めます。また、建設地は身近な歴史や自然が感じられるとともに文教施設が集積するエリアです。建設地北側の西尾市歴史公園（西尾城跡）に対する景観的配慮、西側の二の沢川堤防（両側に遊歩道が整備され延伸計画がある）との関係について提案を求めます。</p>
		<p>提案課題③</p> <p>実現可能な構法・構造・環境・設備の技術提案</p> <p>本実施要領の1（6）①で示すとおりに本設計競技では新しい地域施設として創造的かつ将来性のある建築を求めています。同時に3（5）で示す工事費の上限（イニシャルコスト）と（6）で示す設計・建設スケジュールの中で実現可能なアイデアである必要があります。このため、イニシャル及びランニングコストを考慮した具体的な技術提案を求めます。</p>
表現方法		図面、スケッチ、パース、コンセプトダイアグラム、模型写真などの表現方法は全て自由に使用できるものとする

提出部数	原本 2 部、CD-R 1 枚
ア	提出する 2 枚の用紙はテープ等で 1 枚につなげないこと
イ	用紙は過度に光を反射しない半光沢紙程度までとすること
ウ	提案図書の表現において色及び色数の制限はない
エ	提案図書で使用する言語は日本語とする 提案図書で使用する寸法はメートル法によるものとする 提案図書で使用する通貨は日本円とする
オ	提案図書で使用する文字の大きさは原則として 10 pt 以上とする ただし、図面の中で使用する寸法や室名などは 9 pt 以上とする 使用するフォントの種類や及び文字数に制限はない
カ	提案図書に 応募登録者を特定できる情報は一切記載しないこと ※特定できる情報が記載してある場合は失格事項に該当
キ	提案図書 2 枚の各裏面に事務局から通知された登録番号を以下のとおり記載（貼り込み可）すること ・記載の位置は右下の隅 ・枠線（2 cm×5 cm）は黒色、枠線の太さは概ね 1 mm ・文字以外の部分は白色（フォント及び文字の大きさは任意） 記載例) <div style="text-align: center;">  </div> ●●●は登録番号。枝番（—1）は用紙ごとに付番
ク	A 3 版の 2 枚の原本のうち、1 部は折らず A 3 サイズ として、1 部は Z 折で A 4 サイズ として提出すること
ケ	提案図書を PDF ファイル化したデータを記録した CD-R は、以下のとおりの仕様とし、ウイルスチェックを行ってから提出すること ・PDF ファイルは用紙ごとに 2 つのファイルにわけ、次のファイル名で保存すること。ファイル名は 半角英数字 に限る Nishio●●●—1 Nishio●●●—2 ●●●は登録番号。枝番（—1）は紙提出のキの枝番と合わせること ・ファイルの解像度は、概ね 400 dpi 以下の範囲とする ・1 ファイルあたりのファイルサイズは、概ね 20 MB 以下とする ・CD-R のラベル面は白色とし、黒色油性マジック等で、登録番号のみを記載（手書限定。ラベル面にテープ貼付禁止。文字の大きさは任意）
コ	提案図書提出後の差し替えは基本的に認めない

2次審査用の提案図書等については以下の内容で想定しています。選定委員会では、2次審査該当者に対して1次審査用の提案図書に関する質問を行う予定であるため、その質問内容と合わせて、2次審査用の提案図書等の具体的な作成基準、2次審査当日のプレゼンテーション及びヒアリングに関する情報については、2次審査該当者に事務局から令和5年6月23日に送信を予定しています電子メールでお知らせします。

▼2次審査（最終審査）用の提案図書等（予定）

提出規格	数	提案内容	提出部数
① A1版 パネル 片面	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ● 1枚目（図面シート） 配置図（1/500）、各階平面図（1/300）、断面図（1/300、断面パース表現も可）、必要であれば立面図（1/300）を適宜レイアウトする。必要に応じて図面を補足する説明文やキャプション等も記載すること ● 2枚目（自由提案シート） 提案の内容を説明する文章、透視図、ダイアグラム、選定委員会からの質疑事項への回答などを適宜レイアウトする 	原本1部 CD-R 1枚
② 模 型	1個	指定された範囲の敷地周辺を含む模型（1/300または1/200を想定）を提出する。詳細については2次審査該当者に電子メールで通知する	現物1個
③ プレゼン テーショ ン資料	1	詳細については2次審査該当者に電子メールで通知する	原本1部 CD-R 1枚
④ 配置技術 者リスト	1	詳細については2次審査該当者に電子メールで通知する	指定様式 に入力

（2）提案図書等の提出方法・提出先（事務局）

提案図書等の提出方法については、以下のとおりです。

● 1次審査用 令和5年5月8日(月)～5月12日(金)必着

郵送または持参で提出願います。郵送の場合は「配達証明付き書留郵便」で提出し期限日までの必着とします。持参の場合は事前に事務局に電話連絡してから

指定の日時に持ち込みください。事前電話連絡は提出期限日の正午までとします。

- **2次審査用 令和5年8月31日(木)必着**（提出方法及び2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの会場・実施方法については該当者に電子メールで通知します）

なお、提出先は、以下のとおり本設計競技及び選定委員会の事務局になります。

事務局	〒445-0864
	愛知県西尾市錦城町162番地14（中央ふれあいセンター2階） 西尾市教育委員会事務局 生涯学習課
電話番号	Tel 0563-55-3515 （平日8:30~17:15）
ファクス番号	Fax 0563-56-7737
メールアドレス	240sgk@city.nishio.lg.jp （本設計競技専用アドレス）

（3）提案図書等に関する留意事項

- ①提案図書等の作成及び提出にかかる費用は応募登録者の負担とします。
ただし、本実施要領の1（8）で示しているとおり、2次審査（最終審査）で選定された4点程度については、謝金を支払います。
- ②提案図書等は提出後に修正及び追加することはできません。
- ③提案図書等の著作権は応募登録者に帰属します。
- ④提案図書等は公開されることがあります。
- ⑤市等及び本設計競技の支援団体である公益社団法人日本建築家協会（JIA）東海支部は、本設計競技における選定過程及び提案図書等の内容について、提案図書等を作成した応募登録者を明示した上で、提案内容について応募登録者に対し無償で、広報紙やホームページまたは出版物などに掲載し、また、一般に提示する権利を持つものとしします。
- ⑥市等は、提案図書等を作成した応募登録者を明示した上で、提案図書等を作成した応募登録者に対し無償で、本設計競技の提案図書等を保存、記録し、または各種メディア及び図録などによって公表する権利を持つものとしします。
- ⑦提案図書等に関する著作権あるいは意匠権など公的な権利の確保については、応募登録者自らの責任において行うものとしします。

- ⑧市等は、本設計競技において選定された提案図書等の内容について拘束されるものではありません。
- ⑨市等は、提案図書等を適正に管理し、保管する義務を負うものとしませんが、自然災害その他不慮の事故などにおいては、その責任を負わないものとしします。
- ⑩2次審査に向けて選定されなかった1次審査用の提案図書（データを含む）については、申し出があった場合のみ返却しますので、事務局に電子メールで令和5年6月30日までに返却希望の連絡をお願いします。返却は原則として応募登録者またはその代理人が、指定日時及び指定場所に受け取りに来られることを予定しています。
- なお、2次審査用に提出された提案図書等（データを含む）は返却しません。

（４）最優秀案に選定された提案図書等の取扱い

市等による選定結果の公表において、最優秀案として選定された応募登録者は、西尾市との間で、生涯学習センター（仮称）の整備事業における**基本設計、実施設計及び工事監理**とした各業務の随意契約を結ぶ第一交渉権を得る**優先交渉権者**とします。各業務の詳細については次ページからの**7**で示しています。

なお、西尾市と優先交渉権者との契約交渉により契約締結に至らなかった場合、あるいは、最優秀案の提案内容もしくは応募登録者が失格事項に該当することが判明した場合は、西尾市は優秀案に選定された応募登録者（次点交渉権者）を優先交渉権者として契約交渉を行うこととします。西尾市は、最優秀案に選定された応募登録者との契約後に失格事項などが判明した場合も、契約を解除して、同様の取り扱いとします。

応募登録者側の失格事項に起因する契約の未締結及び契約の解除については、市等は一切の責任を負いません。

7

最優秀案に選定された応募登録者（優先交渉権者）に委託する予定の業務

西尾市は、最優秀案に選定された応募登録者を優先交渉権者として、以下の業務委託について随意契約を結ぶ予定があります。

（１）委託業務名称

- ①生涯学習センター（仮称）整備事業**基本設計**業務
- ②生涯学習センター（仮称）整備事業**実施設計**業務
- ③生涯学習センター（仮称）整備事業**工事監理**業務

（２）業務の概要

- ①生涯学習センター（仮称）整備事業**基本設計**業務
生涯学習センター（仮称）の建物・設備、公園・駐車場の外構、その他付帯工事の基本設計業務一式（関係法令等調査確認、建築確認申請事前協議、基本設計図書作成、工事費概算書作成などになるが、中央ふれあいセンター跡地の駐車場整備は基本計画作成のみ）と契約直後に開催する市民ワークショップ運営業務
- ②生涯学習センター（仮称）整備事業**実施設計**業務
生涯学習センター（仮称）の建物・設備、公園・駐車場（中央ふれあいセンター跡地は含まない）の外構、その他付帯工事の実施設計業務一式（関係法令等調査確認、実施設計図書作成、工事費積算業務、建築確認申請手続きなど）
- ③生涯学習センター（仮称）整備事業**工事監理**業務
生涯学習センター（仮称）の建物・設備、公園・駐車場（中央ふれあいセンター跡地は含まない）の外構、その他付帯工事の工事監理業務一式

●各業務の仕様方向

- ア建築物の設計については、国土交通省の「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築数量積算基準」に基づく設計を基本とします。
- イ基本設計、実施設計及び工事監理業務に関する業務内容については、「平成 31 年国土交通省告示第 98 号」を基本とします。
- ウ基本設計業務の契約直後に市民ワークショップを開催して、最優秀案に関する説明及び対話の機会を設けます。市民ワークショップの参加者は市等で準備します。

エ市等が市議会や市民などに対して設計内容に関する説明を行う場合、本実施要領の**3（5）**の記載のとおり、生涯学習センター（仮称）整備事業を補助対象とする国土交通省の社会資本整備総合交付金の申請、実績報告等を行う場合、または会計検査院による会計検査の対象となった場合、市等の要請に応じて説明資料の作成や説明協力を行うなどの技術的支援も上記各業務に含みます。

オ市等は、設計の検討内容をいつでも確認できることとします。なお、関連する法規制に関する関係部局への事前相談、協議などは基本設計初期段階から行うこととします。

カ設計業務は最優秀案を基本に進めますが、市等は、最優秀案の提案趣旨の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとします。それに伴う工期及び費用の変更の影響については原則として市等が責任を負うものとします。

キ設計者側として設計変更の必要性が生じた場合は、市等の事前承諾を得た上で設計変更を行うことができるものとします。

ク本実施要領の**3（6）**で示しているとおり、基本設計・実施設計・工事監理の各段階において、選定委員の一部など建築の専門家で構成する生涯学習センター（仮称）整備推進委員会（仮称）と西尾市に対する進捗状況の報告業務も含むとともに、同委員会からの助言または指導に対して真摯に対応する必要があります。

（3）業務委託費（予定）

以下の各業務に関する契約締結に伴う業務委託費については、西尾市が西尾市議会から当該年度の予算案の承認を受けることが前提となります。また、優先交渉権者は以下の各業務の見積書を作成し、西尾市が求める時期に提出するものとします。

西尾市では、各業務の委託費について、平成31年国土交通省告示第98号に基づいて算出した以下の金額を限度額とします。

- ①生涯学習センター（仮称）整備事業**基本設計**業務
27,185,400円（税込み）
- ②生涯学習センター（仮称）整備事業**実施設計**業務
88,466,800円（税込み）
- ③生涯学習センター（仮称）整備事業**工事監理**業務
28,752,300円（税込み）

（４）業務期間（予定）

- ①生涯学習センター（仮称）整備事業**基本設計**業務
令和5年10月～令和6年3月
- ②生涯学習センター（仮称）整備事業**実施設計**業務
令和6年4月～令和7年1月
- ③生涯学習センター（仮称）整備事業**工事監理**業務
令和7年5月～令和9年3月

（５）予定されている委託業務に関する留意事項

- ①基本設計業務と実施設計業務については、切れ目のない円滑な業務進行のため、一括契約を予定しています。なお、実施設計の委託料の支払いは6年度になりませんが、委託料の支払時期については協議により確定します。
- ②契約に際しては、管理技術者及び意匠技術者のほかに、構造担当技術者、機械設備担当技術者、電気設備担当技術者、その他必要があればランドスケープ担当技術者、ワークショップ担当技術者など、分野ごとに担当技術者を必ず配置する実施協力体制がとれることを条件とします。そのため、市等との契約交渉時に実施協力体制を明らかにする書面等の提出を求めます。なお、有資格者の配置が難しい場合は、優先交渉権者の企業（事務所）以外の企業（事務所）に再委託することができるものとします。
- ③本設計競技で優先交渉権者となり、上記業務の契約を締結した受託者は、実施設計の範囲において、建物完成後、適宜、施設の状況等について立入調査を実施し、その結果報告を市等に行い、瑕疵等が認められる場合は、施工者に修繕等を指示するなどの対応を行うものとします。なお、本件に関する費用については受託者と施工者が負担するものとします。

